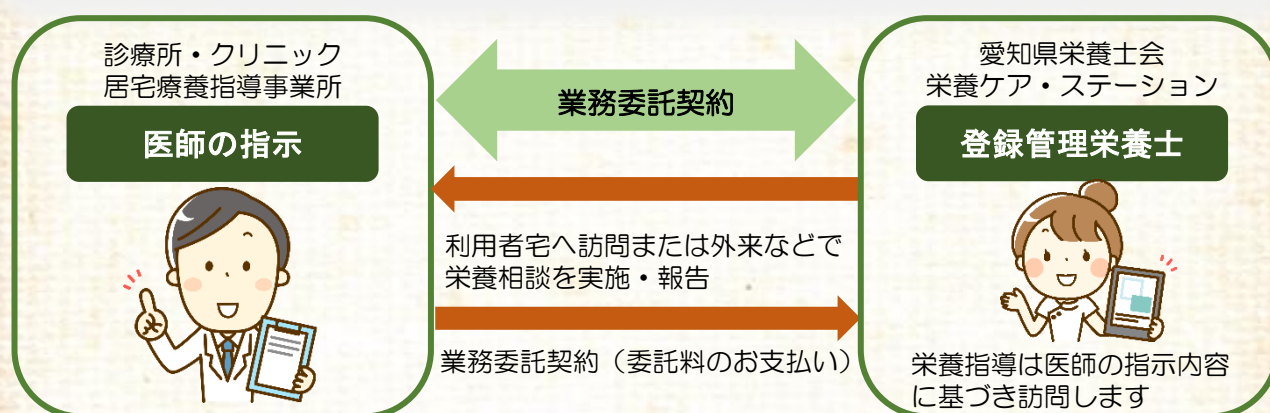


(公社)愛知県栄養士会 栄養ケア・ステーションのご案内

利用者様の食と栄養管理を バックアップいたします!

令和2年の診療報酬改定および令和3年の介護報酬改定により
診療所、または、居宅療養指定事業所における栄養食事指導は、
「愛知県栄養士会 栄養ケア・ステーション」に登録された管理
栄養士でも相談対応ができるようになりました。



訪問の食事相談

	介護保険（居宅療養管理指導事業所）	医療保険（診療所・クリニック・病院等）
区 分	居宅療養管理指導Ⅱ	在宅患者訪問栄養食事指導
訪問回数	月に2回まで	
単位・点数	525単位（単一建物の居住者1人の場合）	510点（単一建物の居住者1人の場合）
対象疾患	通院による療養が困難な者で特別食または摂食・嚥下機能が低下した患者・低栄養状態にある患者（医療はがん患者も含む）も対象となります。	

外来の食事相談

区 分	外来栄養食事指導料2
点 数	初回 250点(情報通信機器を用いた場合225点)
	2回目以降 190点(情報通信機器を用いた場合170点)

※各診療報酬・介護報酬の算定は、各診療所、クリニック、居宅療養管理指導事業所でおこなっていただくことになります。

※そのほか、通所系サービス、グループホームにおける栄養アセスメント加算や栄養改善加算などにも対応できる管理栄養士をご紹介します。

お問い合わせ
ご相談は

公益社団法人 愛知県栄養士会 栄養ケア・ステーション

住所 〒460-0026 名古屋市中区伊勢山1-1-4 DAIOビル4階

Email care@aichiken-eiyoushikai.or.jp

TEL (052) 332-1113 **FAX** (052) 332-6009

